



Financial Services Tax News

Financial Services Tax Group

February 2005

私たち税理士法人中央青山は、全世界144カ国に12万人のスタッフを擁する世界最大級の会計事務所プライスウォーターハウスクーパース(PwC)の日本におけるメンバーファームです。日本最大級のタックスアドバイザーとして、公認会計士、税理士等約300人のスタッフから成る専門家集団であり、そのうち約70名が金融部に所属しています。PwCのグローバルネットワークの価値を最大限に活用しつつ、日本を拠点として世界を舞台に事業展開される企業にValue for Moneyとしてご満足いただけるサービスを提供することが私たちの理念です。

本Tax Newsでご紹介するのは、一般的な事例を前提としておりますので、個別案件への応用またはより専門的な案件の取引への取組に際しましては、是非私どもの金融部を皆様の良きパートナーとしてご利用下さい。

プライスウォーターハウスクーパース
税理士法人中央青山 金融部

〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話 : 03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2005 PricewaterhouseCoopers. All rights reserved. PricewaterhouseCoopers refers to the network of member firms of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity. *connectedthinking is a trademark of PricewaterhouseCoopers.

法人事業税の外形標準課税について

先にお伝えしているとおり、一定の法人の法人事業税については、平成16年4月1日以後に開始する事業年度から資本割、付加価値割および所得割から構成される外形標準課税が適用されます。したがって、3月決算法人については平成17年3月期から、12月決算法人については平成17年12月期から、適用が開始されます。

外形標準課税が適用されない法人には、事業税として所得割のみが課されます。外形標準課税を受けないよう資本金額を変更したほうが有利か否かは、各社のおかれている状況により異なります。しかし、税務上の欠損金額を有している法人であれば、外形標準課税を受けないほうが有利であるといえます。

本ニュースレターでは、外形標準課税の適用有無の判定および資本割の計算上の留意点について概説します。

1. 外形標準課税の適用の有無の判定における留意点

外形標準課税が適用される法人は、資本の金額または出資金額(以下、「資本金額」)が1億円を超える法人(投資法人および特定目的会社など一定の法人を除く。)とされています。資本金額が1億円を超えるかどうかの判定は、各事業年度終了の日(清算中の法人はその解散の日)の現況によって行います。したがって、期首に資本金額が1億円を超えていた法人であっても、減資により当該事業年度終了の日における資本金額が1億円以下となった場合には、当該法人は当該事業年度において外形標準課税の対象となりません。たとえば、減資が無償減資により行われ、資本積立金額が同額増加する場合であっても、減資後の資本金額が1億円以下となる場合には外形標準課税の対象となりません。

なお、減資手続は、債権者に対する異議催告の公告期間などが商法上で要求されており、一定の期間を要する点にご留意ください。

外国法人についても、内国法人と同様に資本金額が1億円を超える場合には、外形標準課税の適用となります。外国法人の日本支店が外形標準課税の対象となるか否かの判定は、当該外国法人の資本金額を、当該事業年度終了の日の対顧客直物電信売買相場の仲値により換算した円換算額を用いて行います。この判定は全社ベースの資本金額を用いて行われ、日本支店の持込資本金額は用いない点にご留意ください。

2. 資本割の計算における留意点

資本割は、原則として各事業年度終了の日における資本金額と資本積立金額の合計額(以下、「資本等の金額」)に税率を乗じて計算されます。清算中の会社は、解散の日における資本金額が1億円を超え外形標準課税の適用がある場合において、付加価値割および所得割は課されますが、資本割は課されません。

外国法人の日本支店の場合、外形標準課税の適用の判定には外国法人全体の資本金額を使用しますが、資本割の課税標準の額は、当該外国法人の資本等の金額に当該外国法人全体の従業員数に対する日本国内の事業所における従業員数の割合を乗じて求めます。

また、平成13年4月1日以後に無償減資または資本準備金の取崩しによる欠損填補を行った法人に対する資本割の課税標準については、平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、当該欠損填補に充てた金額を資本等の金額から控除する特例措置が設けられています。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

パートナー	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujimoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
ディレクター	スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
シニア・マネージャー	高木宏	03-5251-2788	hiroshi.takagi@jp.pwc.com
マネージャー	高野公人	03-5251-2698	kimihito.takano@jp.pwc.com
	鈴木宏子	03-5251-2156	hiroko.suzuki@jp.pwc.com
	鈴木俊二	03-5251-2483	shunji.suzuki@jp.pwc.com
	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
	荒井圭子	03-5251-2771	keiko.arai@jp.pwc.com